

令和4年1月27日
まちづくり局計画部
景観・地区まちづくり支援担当

景観・地区まちづくり支援担当の新たな窓口対応について

窓口利用される市民や事業者皆様の利便性向上や新型コロナウイルス感染拡大の影響による感染拡大防止のための接触機会低減のため、令和4年2月1日（火）から15:00以降の景観・地区まちづくり支援担当の窓口対応の時間帯を景観法に基づく届出や都市計画法に基づく地区計画の届出等に関連する内容で事前に予約されている方に限定させていただきます。試みを始めます。

今後も、市民や事業者の皆様にとってご利用しやすい窓口を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

窓口対応時間帯	
8:30～12:00 13:00～15:00	自由来庁の方
15:00～17:00	事前予約された方 (景観法の届出等景観関連、地区計画の届出等関連の御相談・手続き等)

※12:00～13:00は昼休憩のため窓口は閉鎖しております。

※事前予約は、地区又は届出等物件の担当者へ直接御連絡ください。

《変更する窓口》

明治安田生命ビル（川崎区宮本町6番地）5階の景観・地区まちづくり支援担当の窓口

《時期》

令和4年2月1日（火）から

※新型コロナウイルスの急激な感染拡大との関係から御案内までの時間に十分な期間とならなかったことにつきましても併せて御理解と御協力をお願い申し上げます。

【問合せ先】

景観・地区まちづくり支援担当

景観担当 電話044-200-3022

地区まちづくり支援担当（地区計画等） 電話044-200-3025